

研究交流促進法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）抄

改 正 案

別表第一（第一条、第二条、第九条、第十条、第十一条関係）

一	(略)
二	一～四(略)
三	五 国土交通省国土地理院
四	(略)
五	(略)
六	(略)
七	(略)

現 行

別表第一（第一条、第二条、第九条、第十条、第十一条関係）

一	(略)
二	一～四(略)
三	(略)
四	(略)
五	(略)
六	(略)
七	(略)